

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号 1-ア-①

柏都建第325号
平成27年12月16日柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部資産税課（市長）	都市部建築指導課（市長）
個人情報取扱事務の名称	固定資産税・都市計画税の課税事務（庶務）	柏市耐震改修促進計画の改正に関する事務
個人情報取扱事務の概要	納税義務者への納税通知書の発送及び賦課決定後の課税額の更正を行うもの。	平成27年度時点の市有民間建築物の棟数及び耐震性の有無を調査、その結果を上記計画内にて公開するもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	建築物の所有者に係る氏名，住所，電話番号	
目的外利用を行った理由	調査対象建築物の耐震性等に疑義が生じた場合，その所有者に当該建築物に関する情報（耐震診断や耐震改修の実施の有無等）の提供等を求める必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	都市部 建築指導課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保保第590号
平成28年2月19日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	こども部 こども福祉課	保健福祉部 保健福祉総務課
個人情報取扱事務の名称	児童手当の支給に関する事務	臨時福祉給付金に関する事務
個人情報取扱事務の概要	児童手当法に基づき、家庭等の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、支給業務を行っているもの。	平成26年4月の消費税率引き上げに伴う低所得者への影響を緩和することを目的に、暫定的・臨時的な措置として、支給業務を行っているもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	里親の氏名，生年月日，住所	
目的外利用を行った理由	国の指針に基づき，委託されている児童等の臨時福祉給付金の代理申請ができるよう，里親宛てに申請書類を送付するため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 保健福祉総務課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保活第612号
平成28年 3月10日柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部高齢者支援課	保健福祉部福祉活動推進課
個人情報取扱事務の名称	要介護認定及び要支援認定に関する事務	事業対象者把握事務
個人情報取扱事務の概要	介護保険法第27条第1項等の規定による介護保険の被保険者からの要介護認定又は要支援認定の申請に対して、要介護認定又は要支援認定をするもの	介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の対象要件の確認及び基本チェックリストの入力事務を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	氏名，住所，生年月日，年齢，性別，介護保険の被保険者資格，介護度，認定有効期間	
目的外利用を行った理由	事業対象者の資格要件を確認するため，介護保険の認定情報等の情報が必要なため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉活動推進課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏こ福第218号
平成28年5月10日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部市民税課	こども部こども福祉課
個人情報取扱事務の名称	個人住民税課税事務 (申告・確定・納付書発送等)	子育て世帯臨時特例給付金に関する業務
個人情報取扱事務の概要	①住民税申告書の発送②受付 ③給与支払い報告書等の受付 ④確定申告書の転写・電算投入 ⑤税額確定⑥納税通知書・ 特別徴収税額通知書発送⑦調査 ⑧更正等の事後処理を行うもの (地方税法第292条～第340条のうち個人住民税に係る事務の遂行)	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、子育て世帯への負担の影響を鑑みて、暫定的・臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象児童1人につき3,000円を支給するもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成27年度子育て世帯臨時特例給付金申請者又の氏名，生年月日，住所，個人コード，児童手当法施行令第2条及び第3条に規定する所得額及び控除額。	
目的外利用を行った理由	国から示されている「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件に該当する支給対象者は，平成27年5月31日時点で柏市に住民登録のあるもので，かつ平成27年度課税対象者で児童手当の所得制限限度額未満のものとなる。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため，個人住民税課税情報を利用することが必要とされる。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	こども部 こども福祉課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号 1-ア-⑤

柏環サ第112号
平成28年5月12日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部資産税課	環境部環境サービス課
個人情報取扱事務の名称	固定資産税・都市計画税の課税事務（庶務）	あき地の管理指導に関する業務
個人情報取扱事務の概要	納税義務者への納税通知書の発送及び賦課決定後の課税額の更正をするもの。	「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、苦情地の所有者・土地の面積・地目等を調査し、あき地管理システム（パソコン）に登録し除草の指導を行うもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	苦情地の所有者の住所及び氏名	
目的外利用を行った理由	これまでに雑草等の苦情があった土地所有者に対し事前に草刈の通知書を送付し、指導するため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	環境部 環境サービス課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏環産第102号
平成28年6月20日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部 資産税課	環境部 産業廃棄物対策課
個人情報取扱事務の名称	固定資産税・都市計画税の課税事務（家屋）	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管等状況の届出受理及び保管等状況の公表に関する業務
個人情報取扱事務の概要	納税義務者に納税通知書を発送する 賦課決定後の課税額を更正する	該当する家屋のPCB使用製品の掘り起こし調査を実施するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	1, 家屋の所在地 2, 家屋所有者の氏名・住所・連絡先 3, 用途	
目的外利用を行った理由	PCB特別措置法の掘り起こし調査のため、柏市内にある昭和52年以前に建てられた非木造家屋の所有者に対し、使用中又は保管中のPCB使用機器の実態を調査するもの	
担当部署（目的外利用を行った課等）	環境部 産業廃棄物対策課	
備考		

他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

資料番号1-イ-①

柏水給第293号
平成28年6月21日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様実施機関名 柏市水道事業管理者
吉川 正 昭

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により他の実施機関へ保有個人情報の提供を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	提供元	提供先
課等の名称	水道部給水課	財政部債権管理室
個人情報取扱事務の名称	水道料金関係業務	私債権及び非強制徴収公債権徴収に関する事務（生活保護費徴収金）
個人情報取扱事務の概要	柏市水道事業給水条例に基づき、水道事業管理者に申し込みのあった水道使用者に水を供給し、水道料金等の賦課徴収を行う	私債権及び非強制徴収公債権の徴収について、債権管理室に案件を移管し、納付相談や訴訟等によって債権回収を行う
提供した保有個人情報の項目	氏名、住所、水道番号、取引状況等、その他（最終検針日、最終納付状況）	
保有個人情報の提供先における利用目的	訴訟の準備資料として、債務者の居住確認のため。	
提供した理由	水道の契約内容、取引情報を提供することが、訴訟の相手方（債務者）の居住の確定に有効なため。	
担当部署（提供元）	水道部給水課	
備考	平成28年6月21日に初回の情報提供を実施。 新規滞納者が日常的に発生し続けているため、一度だけでなく、適宜継続して滞納者の取引情報の提供を行っていく。また、居住地不明者に対しては、住所情報の提供を行っていく。	

個人情報取扱事務廃止届出書

柏保相第111号
平成28年 5月13日柏市行政不服及び個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

個人情報取扱事務を廃止したので、柏市個人情報保護条例第14条第2項の規定により次のとおり届出します。

廃止する個人情報取扱事務の名称	更生訓練費支給事業
廃止日	平成28年 3月31日
届出番号	062600 - 15
保有個人情報が記録されている媒体	①電磁的記録（過去に支給した対象者の台帳をエクセル及びワードで管理） ②支給時の決裁や通知等，①に基づき印刷した書類
保有個人情報の廃棄の方法	①は，サーバ廃棄時にデータ消去する。 ②は設定した保存年限に沿って廃棄する。
廃棄予定日	平成33年 3月31日
担当部署	保健福祉部 障害者相談支援室
備考	